

(仮称) 練馬区景観条例骨子案のパブリックコメントの実施および
(仮称) 練馬区景観計画素案のパブリックコメント実施結果について

1 景観条例

(1) 骨子案

練馬区では、地域の個性や魅力を活かした「まちづくり」を行い、豊かさやすらぎのある暮らしを実現し、良好な景観を形成するため、景観行政を推進していくこととした。そのため、景観行政の基本的な考え方である景観計画を策定し、合わせてそのしくみである景観条例を定める。

景観条例には、『ねりま』らしい地域特性に合った「景観まちづくり」を進め、ねりまに愛着と誇りをはぐくむため独自規定も盛り込むこととする。

(2) パブリックコメントの実施

実施期間：11月1日（月）から21（日）までの21日間

閲覧場所：都市計画課、区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、出張所、
図書館

周知方法：ねりま区報11月1日号および区ホームページ

2 景観計画素案パブリックコメント実施結果

結果は下記のとおりである。

実施期間：9月11日（土）から30（木）までの20日間

意見数：15通（38件）

3 今後のスケジュール（予定）

《平成22年度》

2月頃 (仮称) 練馬区景観条例（案）を提案

《平成23年度》

5月頃 景観行政団体認定告示、景観条例施行（予定）

8月頃 景観計画施行（予定）

4 資料

(説明資料)

- (1) (仮称) 練馬区景観条例骨子案 概要 (3 ページから 6 ページまで)
- (2) (仮称) 練馬区景観条例 (7 ページから 17 ページまで)
- (3) (仮称) 練馬区景観計画素案のパブリックコメントにおける意見の概要と
区のお考え方 (18 ページから 22 ページまで)

(仮称) 練馬区景観条例骨子案 概要

1 目的

練馬の特性を反映した良好な景観の形成を図って、住民が誇りと愛着をもって、練馬区に住み続けたいと思えるまちづくりをすること。

2 基本理念

(1) 連携、協力

区、区民等、事業者、関係自治体が、その連携および協力の下に良好な景観の形成に一体的に取り組む。

(2) 次世代への引継ぎ

先人から受け継いだ良好な景観を、区民共通の資産として次世代に引き継ぐ。

(3) 調和した土地利用

練馬の特性を生かし調和した土地利用を図る。

3 責務

区、区民等、事業者、それぞれの責務について定める。

4 近隣自治体等との協議

区長は、良好な景観の形成を推進する上で必要があると認めるときは、近隣自治体等に協議を求めることができる。

5 景観計画

(1) 景観計画

練馬区の景観行政の基本的な考え方

- ・ 計画を策定しようとするときは、都市計画審議会の意見を聴取する。
- ・ 計画を策定しようとするときは、区民等の意見を反映するための措置を講じる。

(2) 景観まちづくり地区の指定

指定要件

- ・ 河川、道路、公園等都市の構造上重要な施設に沿った地区
- ・ 歴史的、文化的な建造物等地域固有の景観特性を有する地区
- ・ 上記のほか、別に区長の定める地区

6 行為の規制等（建築物等の景観形成への配慮）

景観法および景観計画で規定している事項

(1) 行為の届出事項

行為の届出の種別および期限は、景観法で規定されている
届出に適合しない行為には、勧告と公表を行うことができる
※対象規模は、景観法に基づき景観計画で次表のとおり規定する

行為の種別		対象となる規模※
①	第1号 建築物の建築等 ・ 建築物の新築、増築、改築 もしくは移転 ・ 外観を変更することとなる 修繕もしくは模様替えまたは 色彩の変更	○以下のいずれかに該当するもの ①高さ10m以上または延べ面積500 ㎡以上 ②敷地面積500㎡以上
②	第2号 工作物の建設等 ・ 工作物の新設、増築、改築 もしくは移転 ・ 外観を変更することとなる 修繕もしくは模様替えまたは 色彩の変更	○つぎに掲げる高さ10m以上または 築造面積500㎡以上となる工作物 ・ 煙突、鉄柱、広告塔、広告板、装 飾塔、記念塔、物見塔その他これら に類するもの ・ 昇降機、ウォーターシュート、コ ースター、高架の遊戯施設や原動機 を使用する回転遊戯施設その他こ れらに類するもの ・ 製造施設、貯蔵施設、自動車車庫 (建築物であるものを除く)その他 これらに類するもの
③	第3号 開発行為 (都市計画法第4条第12項に 規定する開発行為)	○開発区域面積1,000㎡以上

(2) 届出適用除外

- ・ 仮設の建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更
- ・ 都市計画法に基づき、都市計画の決定手続きを経て行う行為

(3) 特定届出対象行為

景観法第17条第1項で定める特定届出対象行為は、つぎのとおりとする。

- ・ 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ・ 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

(4) 指導

区長は、景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合しない行為をしようとする者またはした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(5) 勧告等

- ・ あらかじめ都市計画審議会の意見を聴き勧告する。
- ・ 勧告に従わないときは、その旨を公表する。公表する場合は、その者が意見を述べる機会を設ける。

(6) 大規模建築物の事前協議および指導等

- ・ 行為（高さ15m以上かつ延べ面積3,000㎡以上の建築物の建築等）の届出より前に、区長に事前協議する。
- ・ 協議があったときは、必要な指導、助言を行う。また、都市計画審議会の意見を求めることができる。

7 景観重要建造物等の保全等

(1) 指定

区長は、景観重要建造物または景観重要樹木を指定するときは、都市計画審議会の意見を聴くとともに、所有者の同意を得る。

(2) 告示

区長は、景観重要建造物または景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示する。

(3) 命令

区長は、管理に関して命令、勧告することができる。

(4) 滅失、変更の届出

景観重要建造物または景観重要樹木の所有者が、当該建造物等を滅失した場合および所有者、所有者の住所等に変更があった場合には届出なければならない。

(5) 管理基準

景観重要建造物または景観重要樹木の管理の方法の基準を設ける。

(6) 地域景観資源登録制度

良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、景観重要建造物等に指定されていない建造物または樹木その他の地域固有の景観資源を地域景観資源として登録することができる。

8 景観協定

(1) 景観協定の締結

- ・ 協定地区内の全員の合意により、良好な景観の形成に関する規定を締結できる。
- ・ 協定には、区長の認可が必要である。

(2) 景観まちなみ協定制度

- ・ 景観計画区域内において、区民等が、良好な景観の形成を目的とする活動を行おうとするときは、規則で定めるところにより、景観まちなみ協定を締結することができる。

9 公共施設等の景観形成（練馬区が整備するものが対象）

公共施設整備方針の策定

10 景観行政の推進

景観整備機構制度の活用

(仮称) 練馬区景観条例 (骨子案)

平成22年10月

練馬区

条例の内容

第1 総則

- 1 目的
- 2 定義
- 3 基本理念
- 4 区の責務
- 5 区民等の責務
- 6 事業者の責務
- 7 近隣区市および東京都との協議

第2 景観計画

- 8 景観計画
- 9 景観まちづくり地区の指定

第3 行為の規制等（建築物等の景観形成への配慮）

- 10 行為の届出事項
- 11 届出適用除外事項
- 12 特定届出対象行為
- 13 景観計画区域内における指導
- 14 行為の届出に対する勧告等
- 15 特定届出対象行為に対する変更等命令
- 16 大規模建築物の事前協議
- 17 事前協議の指導等

第4 景観重要建造物等の保全等

- 18 指定の手続き等
- 19 管理に対する命令等
- 20 滅失等の届出
- 21 所有者等の変更の届出
- 22 管理の方法の基準
- 23 地域景観資源登録制度

- 第 5 景観協定等
 - 24 景観協定の締結等
 - 25 景観まちなみ協定制度

- 第 6 公共施設等の景観形成（練馬区が整備するものが対象）
 - 26 公共施設等の整備
 - 27 公共施設等景観形成方針への適合

- 第 7 景観行政の推進
 - 28 景観整備機構の指定等

- 第 8 雑則
 - 29 委任
施行期日等

▪

条例の内容

第1 総則

1 目的

この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観に係わる必要な事項を定めることにより、自然、歴史、文化等の地域特性を反映した良好な景観の形成を図り、もって住民が誇りと愛着を持って練馬区（以下「区」という。）に住み続けたいと思えるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

2 定義

使用する用語の意義について定める

- ① 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者および区内の土地、建築物または工作物に関する権利を有する者をいう。
- ② 事業者 区内で商業、工業、建設業その他の事業を行う者をいう。
- ③ 大規模建築物 高さ15m以上かつ延べ面積3000㎡以上の建築物をいう。

3 基本理念

- (1) 1に規定した目的を実現するため、区、区民等、事業者、近隣の関係区市および東京都は、その連携および協力の下に良好な景観の形成に一体的に取り組むものとする。
- (2) 良好な景観の形成を図るため、先人から受け継いだ区内の自然、歴史、文化等を保全するだけでなく、まちづくりを通じて良好な景観を創出し、区民共通の資産として次世代に引き継いでいくものとする。
- (3) 良好な景観は、区の個性であるみどり豊かな自然、人々の生活および経済活動等との調和により形成されるものであることから、それぞれの特性を生かし、調和のとれた土地利用を図るものとする。

4 区の責務

- (1) 区は、法第2条に定める基本理念および3に規定した基本理念に基づき、良好な景観の形成を実現するため、施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- (2) 区は、(1)の規定による施策の策定および実施に当たっては、区民等の意見が反映されるよう努めなければならない。

- (3) 区は、良好な景観の形成に関する啓発および知識の普及等を通じて、基本理念に対する区民等および事業者の理解を深めるとともにその取り組みの支援に努めなければならない。

5 区民等の責務

区民等は、基本理念に基づき、良好な景観の形成に関する理解を深め、相互に協力して取り組むとともに、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

6 事業者の責務

事業者は、基本理念に基づき、土地の利用等の事業活動に際し、良好な景観の形成に取り組むとともに、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

7 近隣区市および東京都との協議

- (1) 区長は、良好な景観の形成を推進する上で必要があると認めるときは、近隣区市の長および東京都知事に対し、協議を求めることができる。
- (2) 区長は、近隣区市の長および東京都知事から良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

第2 景観計画

8 景観計画

- (1) 区長は、良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。
- (2) 景観計画を策定しようとするときは、あらかじめその内容等について、練馬区都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- (3) 景観計画を策定しようとするときは、あらかじめその内容等について区民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるものとする。

9 景観まちづくり地区の指定

- (1) 区長は、8-1の景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）内において、良好な景観の形成に重点的に取り組むため、景観まちづくり地区を指定することができる。

- (2) 景観まちづくり地区は、つぎに掲げる地区から指定するものとする。
 - ① 河川、道路、公園その他都市の構造上重要な施設に沿った地区
 - ② 歴史的または文化的な建造物その他地域固有の景観特性を有する地区
 - ③ ①、②に掲げるもののほか、別に区長の定める地区
- (3) 景観まちづくり地区における法第 8 条第 2 項第 2 号および第 3 号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限等に関する事項は、当該景観まちづくり地区ごとに定めることができる。

第 3 行為の規制等（建築物等の景観形成への配慮）

10 行為の届出事項

法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより区長に届け出なければならない。

11 届出適用除外事項

法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、つぎに掲げる行為とする。

- ① 仮設の建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ② 法第 16 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為のうち、規則で定める規模以下のもの
- ③ 都市計画法に基づき、都市計画の決定手続きを経て行う行為

12 特定届出対象行為

法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める行為は、つぎに掲げる行為とする。

- ① 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更
- ② 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更

13 景観計画区域内における指導

区長は、景観計画に定める法第 8 条第 2 項第 3 号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に適合しない行為をしようとする者またはした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

14 行為の届出に対する勧告等

- (1) 区長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- (2) 区長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- (3) 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表されるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べる機会を設けなければならない。

15 特定届出対象行為に対する変更等命令

区長は、法第 17 条第 1 項または第 5 項の規定による必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

16 大規模建築物の事前協議

- (1) 大規模建築物の建築等に伴う届出を行おうとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより区長に協議しなければならない。
- (2) 区長は、(1)の規定による協議が終了したときは、10 の届出を行おうとする者に対して規則で定めるところにより通知するものとする。

17 事前協議の指導等

- (1) 区長は、16 の規定による協議があったときは、当該協議をした者に対し、必要な指導または助言を行うことができる。
- (2) 区長は、16 の規定による協議があったときは、都市計画審議会の意見を求めることができる。
- (3) 区長は、良好な景観を形成するために必要があると認めるときは、16 に掲げる届出を行おうとする者に対し、必要な報告を求めることができる。

第4 景観重要建造物等の保全等

18 指定の手続き等

- (1) 区長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物または法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしようとするときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならない。
- (2) 区長は、景観重要建造物等を指定しようとするときは、あらかじめ、当該景観重要建造物等の所有者および権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。
- (3) 区長は、法第19条第1項または第28条第1項の規定により景観重要建造物等の指定をしたときは、当該景観重要建造物等の所有者等に通知しなければならない。
- (4) 区長は、法第19条第1項または第28条第1項の規定により景観重要建造物等の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

19 管理に対する命令等

- (1) 18—(1)の規定は、景観重要建造物について、法第26条の規定により管理に関する命令または勧告をしようとする場合および法第27条第1項の規定により指定の解除をしようとする場合（法第19条第3項の建造物に該当するに至ったときを除く。）について準用する。
- (2) 18—(1)の規定は、景観重要樹木について、法第34条の規定により管理に関する命令または勧告をしようとする場合および法第35条第1項の規定により指定の解除をしようとする場合（法第28条第3項の樹木に該当するに至ったときを除く。）について準用する。

20 滅失等の届出

景観重要建造物等の所有者は、当該景観重要建造物等の全部または一部が滅失し、またはき損し、もしくは枯死したときは、規則で定めるところにより、その旨を区長に届け出なければならない。

21 所有者等の変更の届出

- (1) 景観重要建造物等の所有者等の変更があったときは、新たな所有者等となった者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。
- (2) 景観重要建造物等の所有者等は、氏名または住所（法人にあっては、その名称または主たる事務所の所在地）を変更したときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

22 管理の方法の基準

- (1) 法第 25 条第 2 項の景観重要建造物の管理の方法の基準は、つぎのとおりとする。
 - ① 消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。
 - ② 景観重要建造物の敷地、構造および建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (2) 法第 33 条第 2 項の景観重要樹木の管理の方法の基準は、つぎのとおりとする。
 - ① せん定、枝打ちその他必要な管理を行うこと。
 - ② 病虫害を防除するための必要な措置を講ずること。

23 地域景観資源登録制度

- (1) 区長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、景観重要建造物等に指定されていない建造物または樹木その他の地域固有の景観資源を地域景観資源として登録することができる。
- (2) 地域景観資源の登録等に必要事項は、規則で定める。

第 5 景観協定等

24 景観協定の締結等

- (1) 法第 81 条第 1 項の規定により、景観計画区域内の一団の土地の所有者および借地権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定（以下「景観協定」という。）を締結することができる。
- (2) 景観協定は、規則で定めるところにより、区長の認可を受けなければならない。
- (3) 景観協定において定めた内容を変更し、または景観協定を廃止するときは法第 84 条第 1 項および法第 88 条の第 1 項の規定により区長の認可を受けなければならない。

25 景観まちなみ協定制度

- (1) 景観計画区域内において、区民等が、良好な景観の形成を目的とする活動を行おうとするときは、規則で定めるところにより、景観まちなみ協定を締結することができる。
- (2) 区長は、締結した内容が良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該協定を景観まちなみ協定として認定するものとする。

- (3) 前項の規定により認定を受けた景観まちなみ協定を締結した者は、当該景観まちなみ協定において定めた事項を変更し、または廃止したときは、区長に届け出なければならない。
- (4) 区長は、認定した景観まちなみ協定の内容が、良好な景観の形成に資すると認められなくなったときは、規則で定めるところにより当該協定の認定を取り消すことができる。

第6 公共施設等の景観形成（練馬区が整備するものが対象）

26 公共施設等の整備

- (1) 区長は、公共施設等の整備に係る良好な景観の形成のための方針（以下「公共施設等景観形成方針」という。）を定めるものとする。
- (2) 区長は、公共施設等景観形成方針を定めたときは、都市計画審議会に報告しなければならない。
- (3) 区長は、公共施設等景観形成方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

27 公共施設等景観形成方針への適合

景観計画区域において公共施設等の施行をしようとする者（以下「公共施設等の施行者」という。）は、公共施設等景観形成方針に適合するよう努めなければならない。

第7 景観行政の推進

28 景観整備機構の指定等

- (1) 区長は、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うために法第92条第1項の規定による景観整備機構を設けるものとする。
- (2) 区長は、景観整備機構を指定しようとするときは、あらかじめ、都市計画審議会の意見を聴かななければならない。
- (3) (2)の規定は、法第95条第3項の規定による景観整備機構の指定の取消しについて準用する。

第8 雑則

29 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(仮称) 練馬区景観計画素案の
パブリックコメントにおける意見の概要と区の考え方

意見書等提出件数 15通
意見件数 38件

対応の凡例

- ・・・計画（素案）へ反映済
- △・・・今後計画へ反映させる
- ・・・その他

分類	番号	意見の概要	区の考え方	対応
計画全体について	1	計画素案を全体的に評価する。	景観計画の実現に向け取り組んでいきます。	□
	2	景観計画の運用について、是非使いやすい運用にしていきたい。	運用については、区民の皆様に配慮したものにしていきたい。	□
	3	景観計画が行政内部の机上の業務計画に終わらないようにしてほしい。	計画の実現に向けて、区民、事業者、区が一体となって取り組んでいきます。	□
	4	良い景観づくりには事業を仕掛けていく必要がある。それには予算と事業推進組織体が必要。景観計画は抽象的な目標づくりにとどめないで、具体的な実現化方策についての計画づくりにまで踏み込んでいただきたい。	計画の実現に向けた方策づくりに取り組んでいきます。	□
	5	「景観」とは視覚的な要素だけでなく、耳から入ってくることも含めて、人の心の状態を美しくすることが肝要と思う。これを活かさないのはもったいない。	景観とは五感で感じるものと認識しており、それらをまちづくりに活かしていきたいと考えています。	□
	6	計画を見ると子どもの遊び場としての計画が全く盛り込まれていないことが気になる。 練馬区が求める「景観」とは、見た目の美しさだけなのか。 「子どもが公園で生き生きと遊ぶ姿」を「景観の一部」として計画に盛り込む事はできないか。	第2章の「心地よい住まいの景観づくりの方針」には、子どもたちが楽しく遊び、高齢者などが心地よく散歩できる生活景観の形成について記載しています。また、序章の「景観まちづくりの意義」に、良好な景観を次世代を担う子どもたちに引き継いでいく責任があること、景観への取り組みは、見た目ではなく、魅力的な空間をつくることであり、単なる部門計画ではないことを記載して	○

			います。	
計画全体について	7	「水と緑」はどうあるべきか練馬区全体の将来にわたる環境計画に立脚した上で景観計画は論じられるべきであると思う。練馬区は水辺が不足しているので、私鉄の各駅前や各地域の公園に噴水を設置してはいかがか。	計画のなかでのみどりとは水は景観まちづくりの方針に位置づけられており、景観形成の重要な要素のひとつであります。提案につきましては、今後の研究課題とさせていただきます。	□
	8	練馬区における過去の成果や関連制度を丁寧に拾い上げ、土木や建築等の個別で推進されている施策や仕組みを、この機会に景観で束ねるといふ景観行政の主体、姿勢が感じられ、区民として今後の展開、運用を期待する。	景観行政の推進のために、区の関係各部署が連携を図っていきます。	□
目標について	9	景観まちづくりの目標「歩きたくなるまち住みつづけたくなるまちねりま」について評価する。	景観まちづくりの目標の具体化に取り組んでいきます。	□
	10	まちづくりの目標に「住みつづけたくなるまち」を付け加えたことに大いに賛成。	景観まちづくりの目標の具体化に取り組んでいきます。	□
方針について	11	河川の景観整備の方針について、河川、緑道と隣接宅地との融和に向けて誘導すべきと考える。	今後の景観行政推進のなかで達成できるよう、施策の中で実現を図っていきます。	△
	12	「崖線」については、一つの項目として独立して扱う必要があると考える。	崖線については、河川とも関係があるので、景観まちづくりの方針2の中に位置づけていきます。	△
	13	「たたずんで心地良く、また、歩いても楽しいまちなみ景観を形成します。」を方針に加えてはどうか。	景観まちづくりの目標は、歩きたくなるまち住みつづけたくなるまちねりまですので、景観まちづくりの方針の中に含まれています。	○
	14	「にぎわいを育む景観づくり」のため、空き店舗対策を講じてほしい。	区では、商店街振興の中で空き店舗対策を実施しています。また、商店会でも、空き店舗を利用して商店街の活性化に取り組んでいます。	□
	15	限られた予算での施策推進であり、「景観まちづくり方針」に優先順位を決めてはどうか。	「景観まちづくり方針」には優先順位はありません。むしろ総合的な推進が必要であると考えています。ご指摘のように予算は限られていますので、効率的な執行に努めていきます。	□

建築物等の景観形成への配慮について	16	基本的に条文やマンセル記号で色の良し悪しを判断することには反対。	色彩は、良好な景観形成にとって重要な要素です。その実現を図るため、マンセル表色系という手法をとったものです。	<input type="checkbox"/>
	17	景観まちづくりの方針と基準で区域区分が7つの区分となっているが、「千川上水」を加えていただきたい。	千川上水も景観の一つと考えられますので、今後、計画の具体化にあたって地元の皆様に示していきます。	<input type="checkbox"/>
	18	都市計画審議会専門部会等の活用や、区内の専門家や専門家団体も交えて議論を深められたい。	景観計画の実現に向けて都市計画審議会等を活用していきたいと考えています。	<input type="checkbox"/>
	19	屋外広告物の景観への配慮について、運用のための具体的な基準、ガイドラインを考え方、配慮方針に沿って丁寧に作成すること。	屋外広告物の景観への配慮に関する方針等については、実情を十分に踏まえたものにしていきます。	<input type="checkbox"/>
地区固有の景観まちづくりについて	20	練馬駅南地区（景観まちづくり地区）のうち、「南側にぎわい形成区域」の対象区域の境界は、道路ではなく、千川通り同様通りから30メートルも入れて良いのではないか。	南側にぎわい形成区域については、既存の練馬駅南口地区地区計画区域に合わせたため、今回の景観計画素案にお示した区域となったものです。今後、具体化にあたっては検討していきます。	<input type="checkbox"/>
	21	石神井公園周辺地区（景観まちづくり地区）の対象区域に富士街道の反対側の一定範囲を含めたほうが良いのではないか。	石神井公園周辺地区については、現在検討中の地区計画の区域に合わせたため、今回のお示した区域となったものです。今後、具体化にあたっては検討していきます。	<input type="checkbox"/>
	22	景観まちづくり地区の候補地に上石神井駅周辺地区を加えていただきたい。	今後の課題とし、地元の皆様と話し合っていきたいと思えます。	<input type="checkbox"/>
	23	西武新宿線沿線にも景観上重要なものが多々ある。この方面にももう少し配慮し、本素案に記述を加えること。	同上	<input type="checkbox"/>
公整共備施に設つ景て観	24	木立や並木の不足している場所に植樹を行うなど景観づくりをすること。その際には、欧米のようにオレンジを植えるなど実用にも配慮すること。	みどり30推進計画に基づき、緑化に努めていきます。植樹の内容につきましては、沿道利用および道路構造に配慮した上で、四季折々の季節を楽しめるようにしていきます。	<input type="checkbox"/>

公整 共備 施に 設つ のい 景て 観	25	区立公園における看板の掲出など景観の視点から考えて疑問を感じる。	公園内の掲示などについては、適切な利用を図るため設けているものです。公園の景観に配慮した掲示板の設置に努めていきます。	□
	26	景観重要公共施設に「千川上水」も取り上げていただきたい。	千川上水も景観の一つと考えられますので、今後、計画の具体化にあたって地元の皆様に示していきます。	□
	27	日本銀行石神井運動場の公園整備について、もっと木々を増やす、鳥の誘致林を広げる等を提案する。	日本銀行石神井運動場の公園整備については、区民の皆様のご意見をいただき、基本計画を策定しており、新しいみどりの空間を創出します。	□
推 進 方 策 に つ い て	28	空き地などを行政が責任をもって管理することを提案する。	空き地が良好な状態で管理されることも景観づくりに必要なことと考えます。私権にわたることではありますが、良好なものとなるよう努めていきます。	□
	29	景観まちなみ協定は大変すばらしい制度だ。 魅力的な案内資料をつくり、区民にPRすれば、意識向上への一助にもなる。また、コーディネーターの存在は必須。	今後、景観行政の推進のなかで、具体策を検討していきます。 なお、コーディネーターの設置につきましては、今後、議論していきます。	△ □
	30	練馬まちづくりセンターとの連携の充実、強化について、役割を明記したことを評価する。 その事務局の役割が大切と考える。	今後、景観行政の円滑な推進体制を整備することは大切であり、練馬まちづくりセンターを活用することとしています。	□
	31	「景観まちなみ協定」の解説を本編に入れていただきたい。	計画本編に解説を入れることとします。	△
	32	景観まちなみ協定制度を普及させるために、手続きを簡単にする こと、活用するためのインセンティブを加えていただきたい。	具体化に向けて検討していきます。	□
そ の 他	33	素案の中で、財源についての記述が不足している。	財源問題については、国の枠組みなどに変化があることから、今後整理していきます。	△
	34	緑豊かな景観の美しい街並みの実現のために敷地の規模や高さの規制も必要だ。 電柱の地中化も実行してほしい。	区では平成20年3月から「建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画」を策定し、良好なまちなみの形成に努めています。 また、区内では新設の都市計画道	□

			路等において電線類の地中化を進めています。	
その他	35	良好な景観形成の前提として、「犬のふん」「タバコのポイ捨て」などのモラル向上が必要と考える。	モラルの向上も景観の形成に必要と考えますので、個々の施策のなかで実現できるよう努めていきます。	<input type="checkbox"/>
	36	今後の進め方に関して、景観条例の制定、景観計画の施行まで、どのようなスケジュールになるか。	本年11月1日から11月21日まで条例骨子案のパブリックコメント、平成23年第一回区議会定例会に条例案の提案、23年春に景観行政団体認定告示および景観条例施行、23年夏に景観計画施行を予定しています。	<input type="checkbox"/>
	37	区民参加、専門家へのヒアリング等の機会をできるだけオープンな形でつくっていただきたい。	パブリックコメント制度の活用や、過去にも、区民アンケート、区民参加による検討会などを実施しており、貴重なご意見をいただいています。 今後も機会を捉えてご意見を伺うように努めていきます。	<input type="radio"/>
	38	景観を大切にすれば、駅周辺の自転車置き場をつくってほしい。自転車を撤去するだけでは、解決しない。	駅周辺の自転車対策も、景観形成に重要なものと認識しております。 いただいたご意見は、自転車対策の担当に伝えました。	<input type="checkbox"/>